

# 国立大学法人東京外国語大学情報公開・個人情報保護委員会規程

〔平成13年 4月 1日  
制 定〕

改正 平成14年 9月25日 平成16年 3月24日規則第34号  
平成17年 4月 1日規則第 9号 平成17年 7月 1日規則第46号  
平成18年 4月 1日規則第29号 平成21年 3月31日規則第24号  
平成24年 3月27日規則第29号 平成27年 3月24日規則第11号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開・個人情報保護に係る規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 情報公開・個人情報保護の実施体制に関すること。
- (3) 法人文書・保有個人情報の開示に係る審査基準に関すること。
- (4) 保有個人情報の訂正・利用停止に係る審査基準に関すること。
- (5) 法人文書・保有個人情報の開示に関すること。
- (6) 保有個人情報の訂正・利用停止に関すること。
- (7) 法人文書開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
- (8) 情報公開・個人情報保護に係る異議申立てに関すること。
- (9) 情報公開・個人情報保護に係る訴訟に関すること。
- (10) 法人文書・保有個人情報の管理に関すること。
- (11) その他情報公開・個人情報保護に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事又は副学長のうちから学長が指名する者 1名
- (2) 大学院総合国際学研究院長
- (3) 大学院国際日本学研究院長
- (4) 言語文化学部長
- (5) 国際社会学部長
- (6) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (7) 留学生日本語教育センター長
- (8) 附属図書館長
- (9) 総合情報コラボレーションセンター長
- (10) 事務局長
- (11) その他学長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第4条 前条第11号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号に定める者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員の中からあらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって、議事を開くことができる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関係各課等の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学情報公開・個人情報保護委員会規程第8条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。